

税務情報

2025 年度税制改正 — 法令解釈通達の発遣

国税庁は 6 月 30 日、2025 年度税制改正等に対応した法人税及び消費税に係る改正通達を発遣しました。

1. 法人税基本通達等の一部改正について

[法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)では、以下の 2 つの通達が改正されています。

■ [第 1 法人税基本通達関係](#)

2025 年度税制改正では、昨年 9 月に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（以下、「新リース会計基準」）を踏まえ、リース取引に係る税制上の取扱いの整備が行われました。

これに伴い、たとえば、リース税制に関連する以下の通達の新設又は廃止されています。

【[賃借人の会計リース期間をリース期間とする場合の取扱い（法基通 7-6 の 2-10 の 2）](#)】

新リース会計基準では、賃借人におけるリース期間は、賃借人が原資産（リースの対象となる資産）を使用する権利を有する解約不能期間に、「賃借人が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間」と「賃借人が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間」を加えた期間（以下、「会計リース期間」）とされています。

この通達では、賃借人が会計リース期間を用いて経理を行っているリース資産に係るリース期間定額法の適用にあたっては、その会計リース期間をリース期間定額法のリース期間とすることが明らかにされています。

【[リースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合の取扱い（法基通 7-6 の 2-17、12 の 5-1-7、12 の 5-3-3）](#)】

新リース会計基準では、契約にリースが含まれているか否かの判断をしたうえで、リースを含む契約については、原則として、「リースを構成する部分」と「リースを構成しない部分」とに区分して会計処理を行うこととされています。

これらの通達では、リースを含む契約に「リースを構成する部分」と「リースを構成しない部分」とがある場合において、これらを分ける方法等により経理しているときは、その方法により区分された「リースを構成する部分」について法人税法の各規定（減価償却に関する規定（法法 31 等）、リース取引に係る所得金額の計算規定（法法 64 の 2）、賃貸借取引に係る費用の規定（法法 53）等）及び法人税基本通達の取扱いを適用することが明らかにされています。

【リース取引の判定（法基通 12 の 5-1-3）】

資産の賃貸借が法人税法のリース取引とされる 2 つの要件（ノンキャンセラブル要件及びフルペイアウト要件）に該当するかどうかを判定する場合において、その資産の賃貸借が新リース会計基準におけるフルペイアウト要件（現在価値基準又は経済的耐用年数基準のいずれか）に該当するときは、その資産の賃貸借は、法人税法上のフルペイアウト要件に該当することとなる旨が示されています。

【無償等賃借期間を含む賃貸借取引に係る支払額の損金算入（法基通 12 の 5-3-2）】

貸借期間のうち賃料の支払がない又は通常に比して少額である期間が定められた賃貸借取引契約に基づき支払うこととされている金額についての各事業年度の損金算入額の取扱いが示されています。

【収益及び費用の帰属時期の特例（廃止：旧法基通 2-4-2 ～ 2-4-11）】

新リース会計基準において割賦基準（第 2 法）が認められなくなったことを踏まえ、2025 年度税制改正では、法人税法上のリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準の特例）が廃止されました。

これに伴い、この特例に係る取扱いを定めていた通達について、経過措置が講じられたうえで、廃止されました。

■ 第 2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

2024 年度税制改正では、研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自らが行う研究開発の成果として生まれた一定の知的財産から生ずる所得について、30%の所得控除を認める「イノベーション拠点税制」が創設され、2025 年 4 月 1 日からその適用が開始されています。

これに伴い、たとえば、イノベーション拠点税制に関連する通達（第 59 条の 3 《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》関係）が新設されています。

2. 消費税法基本通達の一部改正について

消費税法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）では、たとえば、リース税制に関連する以下の通達が改正又は廃止されています。

【割賦購入の方法等による課税仕入れを行った日（消基通 11-3-2）】

所有権移転外リース取引について、賃借人が支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する課税期間の賃借料等として経理している場合（賃貸借処理をしている場合）には、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間

における課税仕入れとする処理（分割控除）が認められることが明らかにされています。

（この取扱いは、従来、国税庁が公表している質疑応答事例「[所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が賃貸借処理した場合の取扱い](#)」において示されていましたが、今回、通達においても明示されました。）

【リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（廃止：旧消基通 9-3-4 ～ 9-3-6 の3）】

2025年度税制改正では、法人税法上のリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準の特例）とともに、消費税法上のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（延払基準の特例）も廃止されました。

これに伴い、この特例に係る取扱いを定めた通達について、経過措置が講じられたうえで、廃止されました。

《リース税制に関する参考情報》

新リース会計基準のもとでは、賃借人の会計処理について、原則としてオペレーティング・リース取引を含むすべてのリース取引を使用権の取得と捉え、使用権資産とリース負債を貸借対照表に計上したうえで、使用権資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息相当額を費用計上することとなります。

一方で、法人税法上は、オペレーティング・リース取引については、従来どおりの賃貸借処理を継続することが法人税法第53条において明確化されたため、会計上の費用計上額と法人税法上の損金算入額に差異が生じることがあります。

差異が生じた場合には申告調整が必要となりますが、国税庁は6月30日、その申告調整の方法を紹介する以下の資料を公表しました。

■ [オペレーティング・リース取引に係る借手の申告調整について](#) (PDF 254KB)

この資料では、設例を用いて賃借人の会計処理及び法人税の取扱い（訂正仕訳）を示したうえで、別表四及び別表五（一）の記載例が紹介されています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.